

平成 25 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 I T b o o k 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O 恩 田 饒
(コード：3742、東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 山 口 成 一
(TEL. 03-5319-3668)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的に、1株につき 200株の割合で株式分割を行います。

また、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に現在の 2 分の 1 となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	79,353 株（平成 25 年 7 月 17 日現在）
② 今回の分割により増加する株式数	15,791,247 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	15,870,600 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	26,000,000 株

※上記株式数は、新株予約権の行使によって変動する可能性があります。

3. 日 程

(1)	基 準 日 公 告 日	平成 25 年 9 月 13 日 (金曜日)
(2)	基 準 日	平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)
(3)	効 力 発 生 日	平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記の株式分割の効力発生を条件として単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

(参考) 平成 25 年 9 月 26 日 (木曜日) を以って、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「4. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日) を以って、当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式数は、 <u>130,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式数は、 <u>26,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第45条 (条文省略)	第8条～第46条 (現行どおり)
(新設) (新設)	附則 第2条 <u>第6条変更及び第7条の新設の効力発 生日は、平成25年10月1日とする。</u> 第3条 <u>前条及び本条は、前条の効力発生日を以 って削除する。</u>

6. 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株あたりの行使価額を平成25年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。

銘柄	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権(平成21年12月25日発行)	3,563円	18円
第5回新株予約権(平成23年4月15日発行)	6,356円	32円

【ご参考】

今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。

以上